

[事案 2020-175] 転換契約無効請求

・令和3年1月22日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人から転換のデメリット等の説明を受けていないこと等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に転換契約した組立保険について、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に復旧するとともに、本契約の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、転換することのメリット、デメリットについて説明を受けていない。一般的に、高齢者に提案する保険商品は、「積立」や「介護」といった商品が主流であり、本契約に付されている「入院一時給付特約」や「生活習慣病医療特約」は保険料も高額であって、若年齢層を中心に提案するものである。
- (2)契約時、自分は高齢であったが、保険会社は、自分以外に配偶者や親族の同意を取っていない。保険会社の営業ルールが守られていないのであれば、本契約は締結してはならないものであった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、設計書および転換比較表を用いて、転換前契約を本契約に転換することで、特約保険料の払込期間を終身払いから短期化でき、また積立金から保険料の一部を充当できることにより、今後の払込保険料総額を抑えることが可能であることなどを説明している。
- (2)募集人は、申立人配偶者同席での説明および親族同席確認書への署名を求めたが、申立人が書類は後で書かせるから置いていってほしいと言ったため、親族同席確認書を申立人に交付し、後日回収した。契約時に、申立人配偶者同席での説明をしていないことおよび保険会社で定めた社内ルール違反であることには異論がないが、それは、申立人から同席説明を遠慮されたからであり、また、本契約の申込に際し、募集人は、設計書等を用いた説明を複数回行い、申立人もその説明に納得した上で、適正に申し込み手続きを行っているため、申立人の指摘する社内ルール違反は、契約の有効性には影響しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の代理として娘婿に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本契約が有効に成立したか否か、および保険会社に保険料の返還義務があるか否かを判断するためには、本契約の申込および告知に関する経緯、契約を行った保険契約者である申立人の意思、および契約申込書を作成した時の事情、銀行口座の管理状況等の事情を明らかにしなければならない。
- (2)申立人は、転換する際、募集人から、メリットおよびデメリットの説明がないと主張して

いるが、具体的に、募集人からの説明がなかったために、どのような点について誤解をして本契約を締結したのかは明らかではない。さらに、申立人配偶者が本契約の勧誘に同席しなかった理由や親族同席確認書が作成された経緯も、証拠上明らかではない。

- (3) 上記の点を明らかにするためには、申立人本人の事情聴取が必須であるが、申立人本人は事情聴取に出席できないとのことであり、そうすると、募集人から申立人に対して、募集時に具体的にどのような説明があったかという点について、裁定審査会の手続きで明らかにすることは不可能であり、判断をすることができない。